



平成 1 2 年 7 月 7 日

日本司法書士会連合会

平成12年7月7日

「国民がより利用しやすい司法の実現」及び 「国民の期待に応える民事司法の在り方」について

日本司法書士会連合会

1．司法制度改革にあたっての基本的視点

「国民が利用しやすい司法の実現」を目標として、「国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができるようにする」ことこそが、今次司法制度改革において最も基本とされるべき論点であり、その実現の道筋が明確にされることにより、適正・迅速な裁判制度の実現や陪・参審制による国民の司法参加等、その他の諸改革の実効性が高まるものとなる。

2．法律家制度の現状

現在、法制度上は国民と司法を繋ぐ中心的役割は、弁護士が担うべきことが期待されている。しかし一方では、「弁護士過疎」に表象されるように、その現状は、弁護士の地域的偏在や少額な事件の敬遠等による「司法へのアクセス障害」が認められ、特に簡易裁判所においては弁護士を代理人とすることが極めて困難な状況になっている。【資料3乃至6】

司法と国民を繋ぐアクセスポイントとしての法律実務家の整備・拡充は、今次司法制度改革の必須の要件である。

3 . 司法書士について

(1) 司法書士制度の概要

司法書士制度の変遷については、【資料1】を参照。

昭和31年の全国統一認可選考試験制の採用は、司法書士制度の質的転換をもたらし、その後の国家試験制採用とともに、職責・業務規定等の整備に結びついた。さらに、昭和60年には、司法書士の登録事務が日本司法書士会連合会に委譲されたことにより、団体自治の基盤を確保するに至っている。

一方、国家試験合格者ばかりではなく、法務大臣認定による資格取得者を含めた全ての司法書士を対象とする自主的な組織研修体制の強化を図ってきており、一定の養成過程としての機能を果たすに至っている。

なお、【資料7, 8】を参照。

(2) 司法書士の職務の実情

司法書士の職務は、最終的には各種手続に必要な書類の作成に収斂されるため、表面的には、そのみが業務のすべてであると考えられがちであるが、実際には、依頼者からの相談を端緒として開始される様々な法律事務の積み重ねの上に成立するものであり、国民の日常生活に起因する法律問題を中心とした広い範囲に及んでいる。【資料2】

司法書士は、今日に至るまでその時々国民の求めに応じ、社会的な問題にも取り組んできた。今日的なものでは、少額事件裁判手続の普及、クレジット・サラ金被害者救済、消費者教育の実践、司法委員・調停委員等への就任や成年後見センターリーガルサポートの設立などがある。

【資料9, 10, 11】

4 . 改革の要点

以上の実情を踏まえると、国民の最大の要求は、少額な事件についての権利の実現や救済、日常・家庭生活から生じる法律問題についての適切・迅速な処理の担い手としての法律実務家が身近に存在することである。

司法書士は、その国民の要求を充たす対象として、現に位置付けられている。したがって、以下により司法書士を活用すべきことが真剣に検討される必要がある。【資料12】

法律相談に応じることのできる制度的保障

簡易裁判所における民事訴訟、調停・和解事件の代理

家事審判事件・家事調停事件の代理

民事執行事件の代理

これにより、司法書士はその職責を十分に全うし、国民のためきめ細かな法的支援をすることができる。

5 . 司法書士制度の整備・充実

上記の改革がなされるとすれば、必然的に試験制度の改善、司法書士養成過程の整備や自治機能の強化等の制度的な手当てが図られる必要がある。

同時に、組織としての取り組みとして、研修のさらなる充実、すなわち教育システムの改革による実質的な資質、能力の向上とともに、倫理の高揚、団体の自律性等を不断に強化する必要があり、これらについては、不退転の決意で取り組んでいく。